

3 その他の状況

1) 文化財の分布状況

(1) 指定文化財

事業実施区域周辺の史跡・名勝・天然記念物の指定状況を表 2-2-148、分布状況を図 2-2-103 に示す。

これによると、事業実施区域周辺には、国指定 4 件、県指定 4 件、横須賀市の指定 36 件の文化財が存在するが、事業実施区域内には県指定有形文化財である東京湾第三海堡構造物（表 2-2-148 の地点番号 5）が 1 件存在する。

(2) 埋蔵文化財

事業実施区域周辺における周知の埋蔵文化財包蔵地の分布状況を図 2-2-104 に示す。

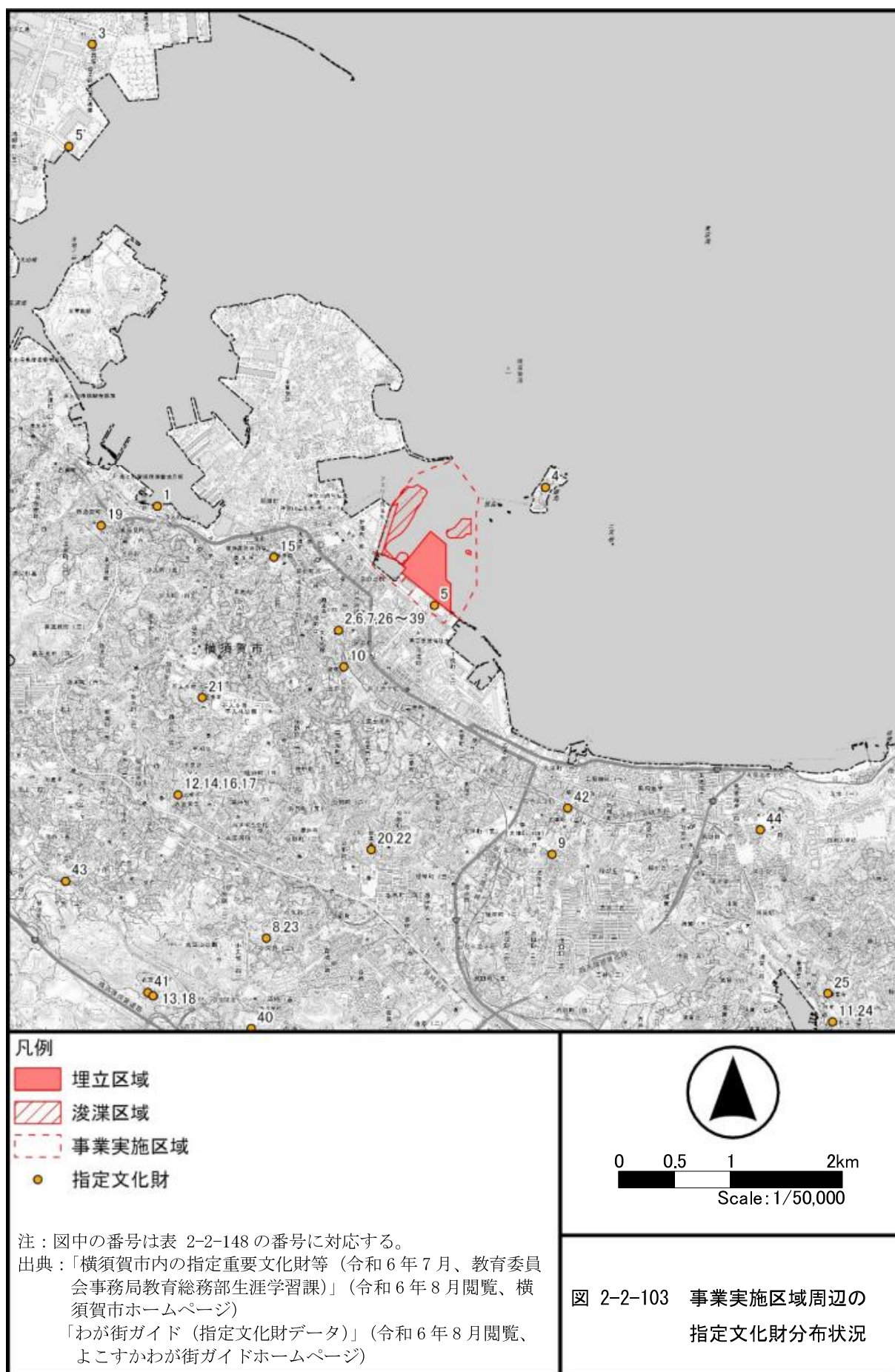
これによると、事業実施区域周辺には、多くの埋蔵文化財包蔵地が存在するが、事業実施区域内には埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

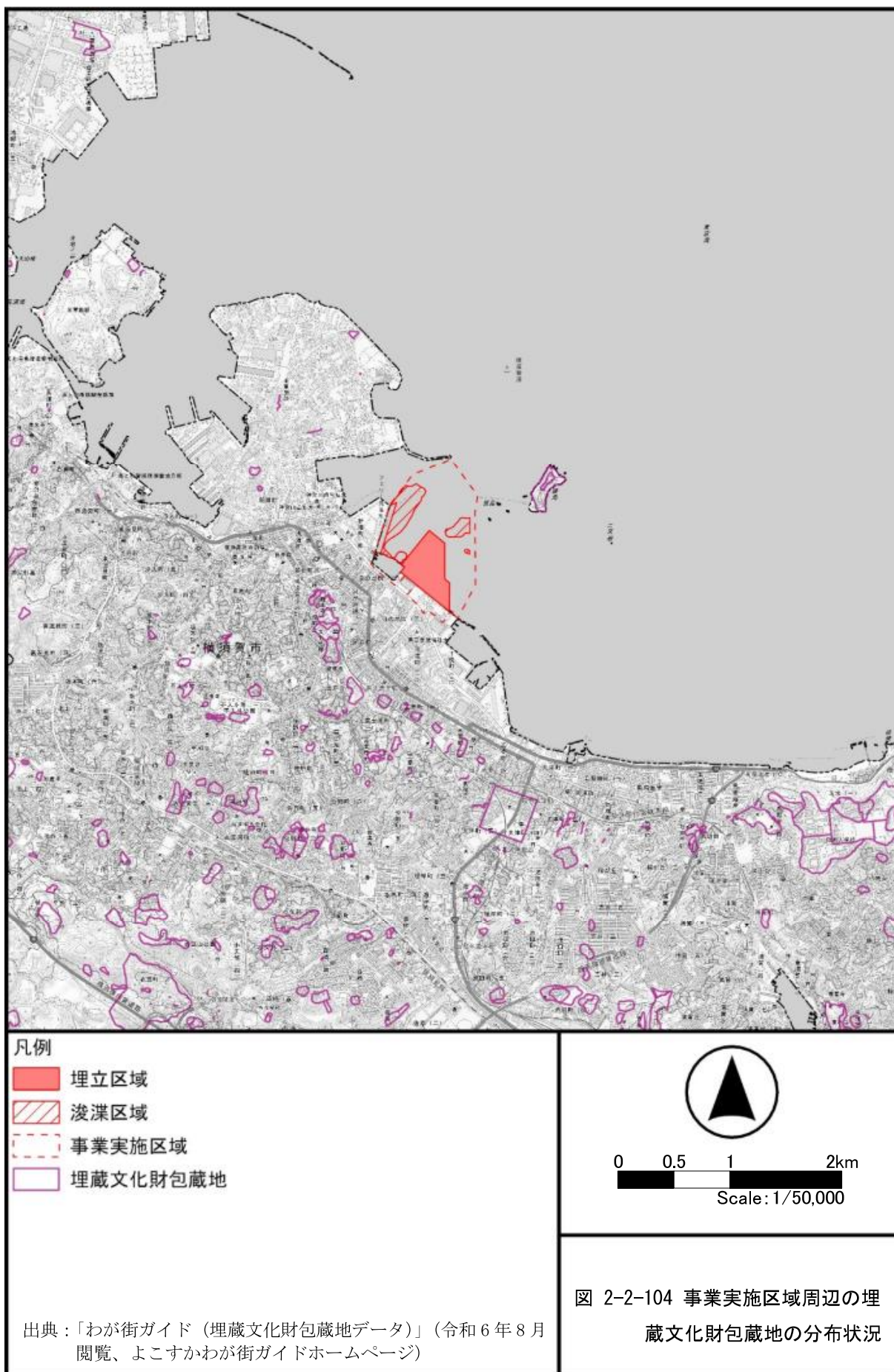
表 2-2-148 史跡・名勝・天然記念物の指定状況

地点 番号	指定区分	種別	名称
1	国 指 定	有形文化財	歴史資料
2		有形文化財	有形
3		記念物	史跡
4		記念物	史跡
5	県 指 定	有形文化財	歴史資料
5'		有形文化財	考古資料
6		民俗文化財	有形
7		記念物	天然記念物
8	市 指 定	有形文化財	石造建造物
9		有形文化財	石造建造物
10		有形文化財	彫刻
11		有形文化財	彫刻
12		有形文化財	彫刻
13		有形文化財	彫刻
14		有形文化財	彫刻
15		有形文化財	彫刻
16		有形文化財	彫刻
17		有形文化財	彫刻
18		有形文化財	彫刻
19		有形文化財	彫刻
20		有形文化財	工芸品
21		有形文化財	工芸品
22		有形文化財	工芸品
23		有形文化財	絵画
24		有形文化財	絵画
25		有形文化財	絵画
26		有形文化財	古文書
27		有形文化財	古文書
28		有形文化財	古文書
29		有形文化財	古文書（絵画）
30		有形文化財	歴史資料
31		有形文化財	歴史資料
32		有形文化財	考古資料
33		有形文化財	考古資料
34		有形文化財	考古資料
35		有形文化財	考古資料
36		有形文化財	考古資料
37		有形文化財	考古資料
38		有形文化財	考古資料
39		民俗文化財	有形
40		記念物	史跡
41		記念物	史跡
42		記念物	史跡
43		記念物	天然記念物
44		記念物	天然記念物

注：表中の番号は図 2-2-103 の番号に対応する。

出典：「横須賀市内の指定重要文化財等（令和 6 年 7 月、教育委員会事務局教育総務部生涯学習課）」（令和 6 年 8 月閲覧、横須賀市ホームページ）





2) レクリエーション資源の分布状況

事業実施区域周辺のレクリエーション資源の状況を表 2-2-149 に、分布状況を図 2-2-105 に示す。事業実施区域周辺には公園やハイキングルートなどが多数存在している。

表 2-2-149 レクリエーション資源の状況

活動区分	名称	駐車場	視認性	場の状況等			利用状況	出典
				①	②	③		
バーベキュー	うみかぜ公園	182	○	○	○	○	○	2
休養、休憩	ヴェルニー公園（フランス式庭園）	8	×	○	○	○	○	1
	三笠公園	35	×	○	○	○	○	2
	塚山公園（桜の名所）	無	×	○		○	△	1
	衣笠山（桜の名所）	14	○	○		○	△	1
	走水水源地公園（桜の名所）	111	○	○		○	△	1
捕集活動	海辺つり公園（海つりスポット）	95	○	○	○	○	○	3
	猿島公園（海つりスポット）	無	○	○	○	○	○	2
	リサイクルプラザ「アイクル」（海つりスポット）	24	×	○		○	△	1
ハイキング	塚山・阿部倉コース	-	×	○	○	○	△	4
	衣笠コース	-	△	○	○	○	△	4
ウォーキング	JR 横須賀駅～横須賀中央駅コース	-	×	○	○	○	△	5
	安針塚駅～京急田浦駅コース	-	×	○	○	○	△	5
	馬堀海岸駅～観音崎コース	-	○	○	○	○	△	5
	浦賀駅コース	-	×	○	○	○	△	5
	10,000 メートルプロムナード	-	○	○	○	○	△	6
サイクリング	スカイチルート・東海岸ルート	-	○	○	○	○	△	7

注 1：駐車場の駐車可能台数としてインターネット等に記載されている数値を示す。

注 2：視認性として、現地踏査より埋立地の大半が視認できると想定される場合を「○」、僅かに視認できると想定される場合を「△」、視認できないと想定される場合を「×」と示す。

注 3：場の状況等は以下のとおりとした。なお、①～③の分類は横須賀市文化スポーツ観光部観光課へのヒアリングに基づき行った。

①地域住民の利用が見込まれる場所、②観光客の利用が見込まれる場所、③各種パンフレットに記載のある場所

注 4：表中の利用状況として、横須賀市文化スポーツ観光部観光課へのヒアリング結果に基づき、上表に示す「レクリエーション資源」の利用者数の多少を相対的に評価した結果を示す。比較的用户数が多い場を「○」、比較的用户数が少ない場を「×」、利用者が多いとも少ないともいえない場を「△」と示す。

出典 1：「横須賀観光マップ（令和 6 年 4 月、横須賀集客促進・魅力発信実行委員）」（令和 6 年 8 月閲覧、横須賀集客促進・魅力発信実行委員ホームページ）

出典 2：「横須賀観光スポット」（令和 6 年 8 月閲覧、横須賀集客促進・魅力発信実行委員ホームページ）

出典 3：「釣り関連施設マップ」（令和 6 年 8 月閲覧、横須賀集客促進・魅力発信実行委員ホームページ）

出典 4：「横須賀ハイキングコースマップ（令和 5 年 3 月、横須賀集客促進・魅力発信実行委員）」（令和 6 年 8 月閲覧、横須賀集客促進・魅力発信実行委員ホームページ）

出典 5：「横須賀市ウォーカーズガイド（令和 5 年 8 月、一般財団法人横須賀市観光協会）」（令和 6 年 8 月閲覧、一般財団法人横須賀市観光協会ホームページ）

出典 6：「10,000 メートルプロムナード（令和 5 年 5 月、経営企画部企画調整課）」（令和 6 年 8 月閲覧、横須賀市ホームページ）

出典 7：「横須賀サイクリングマップ（令和 4 年 3 月、横須賀集客促進・魅力発信実行委員）」（令和 6 年 8 月閲覧、横須賀集客促進・魅力発信実行委員ホームページ）

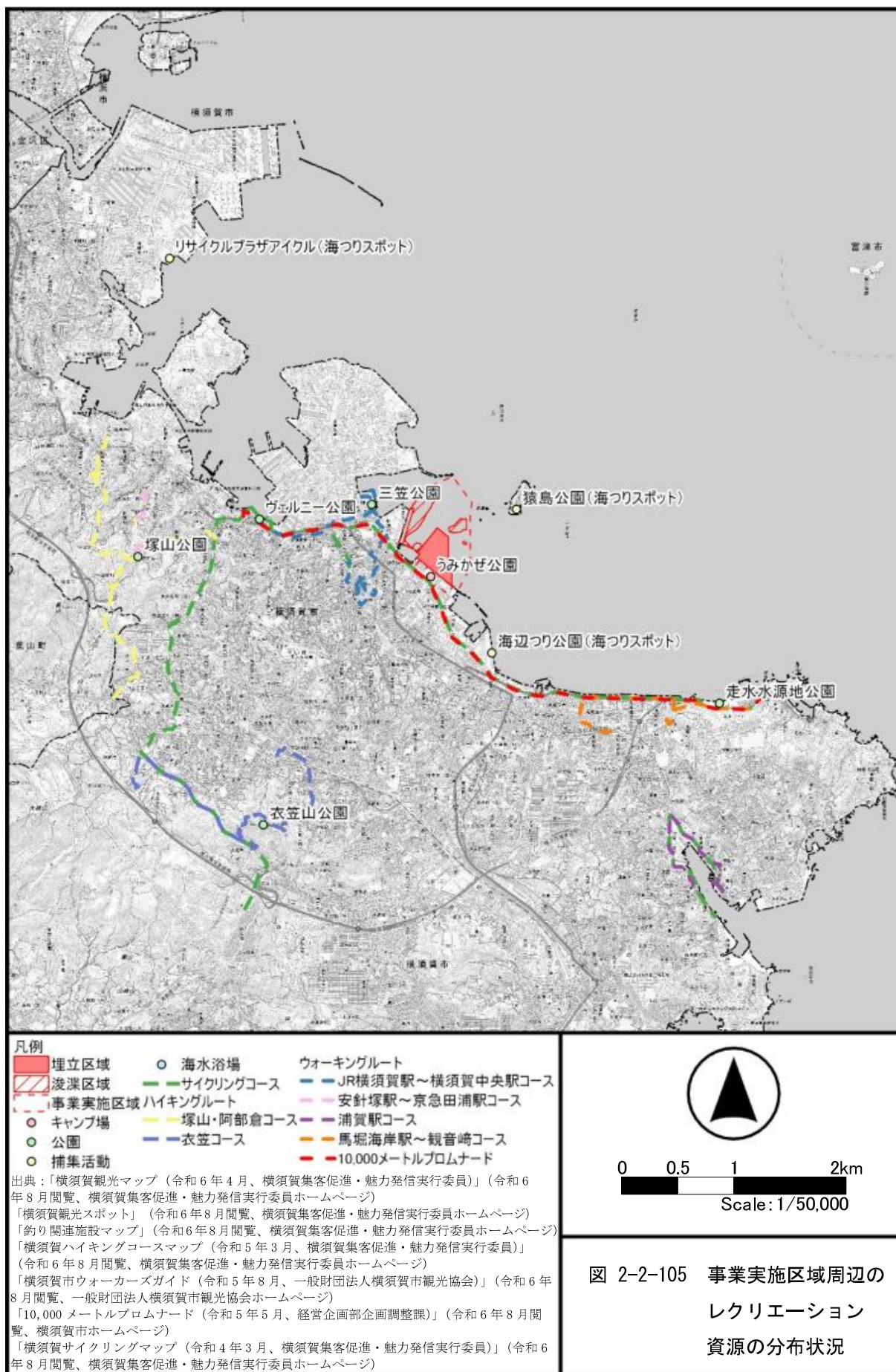


図 2-2-105 事業実施区域周辺の
レクリエーション
資源の分布状況

3) 地域景観の特性状況

事業実施区域周辺は、観音崎や猿島をはじめとする海岸や緑に恵まれ、うみかぜ公園などの親水性の高い水辺空間を有し、港湾の発展と自然との共存が可能な臨海部空間を形成している。

眺望される景観としては、北側には東京湾、東側には猿島が望むことができ、実施区域の西側には「かながわの景勝 50 選」に選ばれる塚山公園や横須賀市が眺望景観保全を図っている平和中央公園が存在する。

事業実施区域周辺の主要な眺望点と景観資源の状況を表 2-2-150 に、分布状況を図 2-2-106 に示す。

表 2-2-150 主要な眺望地点と景観資源の状況

区分	名称	位置	視認性	場の状況			利用状況	出典
				①	②	③		
公園等	平和中央公園（近隣公園）	中景	○	○	○	○	△	1、3、4
	うみかぜ公園	近景	○	○	○	○	○	1
	海辺つり公園	中景	○	○	○	○	○	1
	塚山公園からの眺め	遠景	×	○		○	△	1、2
	三笠公園（歴史公園）	中景	×	○	○	○	○	1、4
	海の公園（総合公園）	遠景	×	－	－	○	－	6
	猿島公園（歴史公園）	中景	○	○	○	○	○	5
歩道等	馬堀海岸の散歩道	遠景	○	○	○	○	△	1、4
自然資源	衣笠山公園（風致公園）	遠景	○	○		○	△	5
	しょうぶ園（動植物公園）	遠景	×	○	○	○	△	5
	観音崎	遠景	×	○	○	○	○	1、2、4
	小原台（海成段丘）	遠景	×	○			△	7
歴史的文化遺産	野島公園	遠景	×	－	－	○	－	6
寺社・仏閣	安房口神社	遠景	△	○		○	△	1
その他	走水・伊勢町	遠景	○	○		○	△	1
	立野入口バス停前からの眺め	遠景	△	○		○	△	1

注 1：位置として、対象事業実施区域の中心から 500m までの範囲を近景、500m から 3,000m までの範囲を中景、3,000m 以上を遠景として扱った。なお、近景は対象の要素やディテールが目につきやすい領域であり、中景は対象全体の形態がとらえやすく、対象が景観の主体となる領域、遠景は対象が景観のごく一部となる領域を示す。

注 2：視認性として、現地踏査より計画施設位置の大半が視認できると想定される場合を「○」、僅かに視認できると想定される場合を「△」、視認できないと想定される場合を「×」と示す。

注 3：場の状況等は以下のとおりとした。なお、①～③の分類は横須賀市文化スポーツ観光部観光課へのヒアリングに基づき行った。

①地域住民の利用が見込まれる場所、②観光客の利用が見込まれる場所、③各種パンフレットに記載のある場所

注 4：表中の利用状況として、横須賀市文化スポーツ観光部観光課へのヒアリング結果に基づき、上表に示す「主要な眺望点等」の利用者数の多少を相対的に評価した結果を示す。比較的用户数が多い場を「○」、比較的用户数が少ない場を「×」、利用者が多いとも少ないともいえない場を「△」と示す。

出典 1：「市民が選ぶ景観 100 選 私たちが残したい横須賀の景観（平成 19 年 2 月、よこすか都市景観協議会）」（令和 6 年 8 月閲覧、よこすか都市景観協議会ホームページ）

出典 2：「かながわの景勝 50 選」（令和 6 年 8 月閲覧、公益社団法人神奈川県観光協会ホームページ）

出典 3：「横須賀市景観計画（令和元年 11 月、都市部まちなみ景観課）」（令和 6 年 8 月閲覧、横須賀市ホームページ）

出典 4：「横須賀市ウォーカーズガイド（令和 5 年 8 月、一般財団法人横須賀市観光協会）」（令和 6 年 8 月閲覧、一般財団法人横須賀市観光協会ホームページ）

出典 5：「横須賀市公園一覧（令和 5 年 3 月 31 日現在、建設部公園管理課）」（令和 6 年 8 月閲覧、横須賀市ホームページ）

出典 6：「国土数値情報（都市公園データ、2011 年度〔平成 23 年度〕版）」（令和 6 年 8 月閲覧、国土交通省ホームページ）

出典 7：「国土数値情報（地域資源データ、2012 年度〔平成 24 年度〕版）」（令和 6 年 8 月閲覧、国土交通省ホームページ）

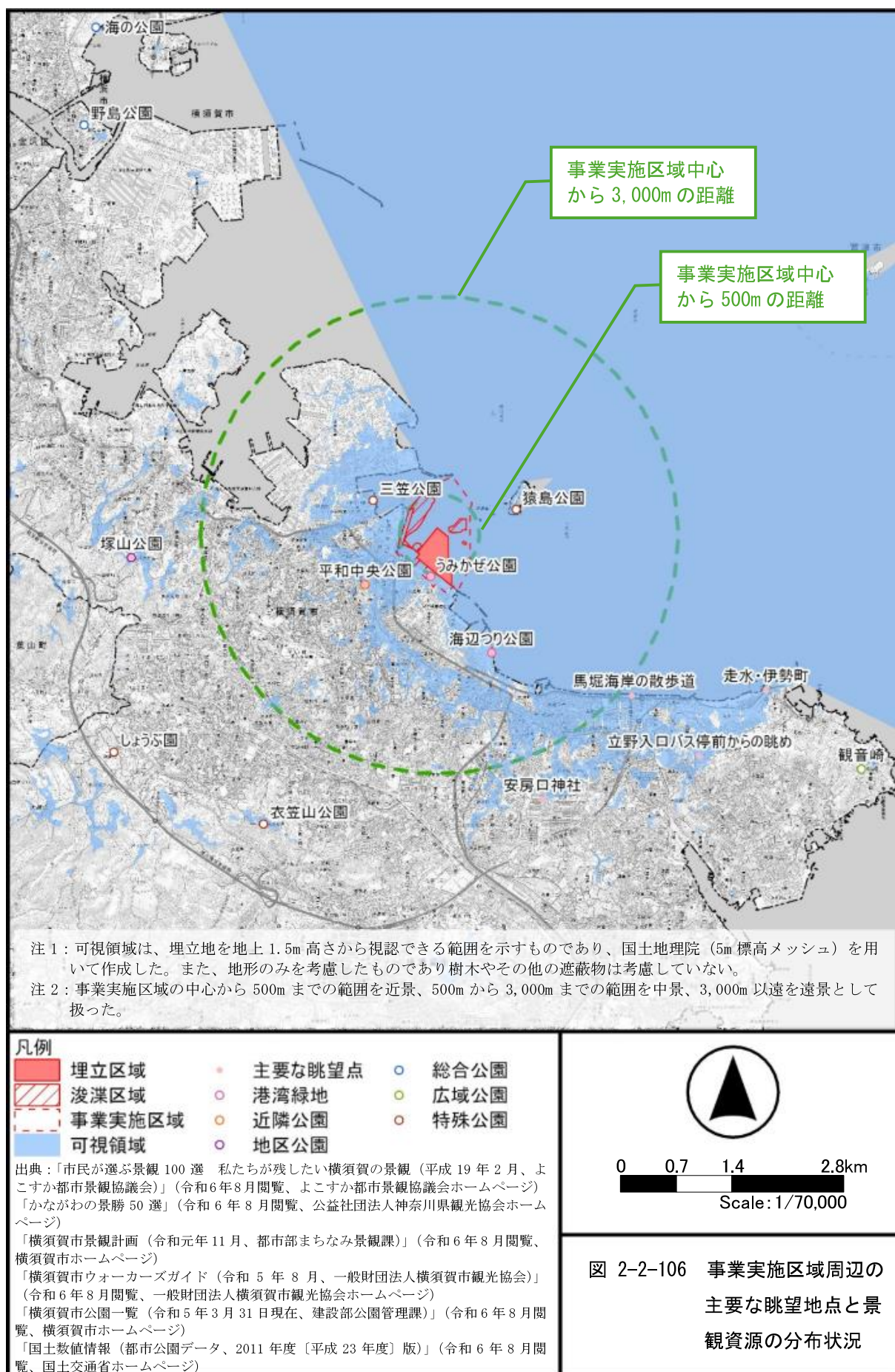


図 2-2-106 事業実施区域周辺の
主要な眺望地点と景
観資源の分布状況

4) その他の事項

(1) 神奈川県環境基本計画

神奈川県では、「神奈川県環境基本条例」（平成 8 年神奈川県条例第 12 号）の第 7 条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、神奈川県環境基本計画を平成 9 年 3 月に策定し、以降、当該計画に基づき、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策等の推進を図ってきた。

神奈川県は令和 6 年 3 月に当該計画の改定を行っており、計画概要を表 2-2-151 に示す。

表 2-2-151 (1) 神奈川県環境基本計画の概要

施策分野	取組の方向性	施策の柱	施策の柱・主な取組
気候変動への対応	未来のいのちを守るため、脱炭素社会の実現に向けて、多様な主体が気候変動問題を自分事化し、オールジャパン、オール神奈川で緩和策と適応策に取り組めます。	緩和策	○省エネルギー対策・電化・スマート化 ○人流・物流のゼロカーボン化 ○再生可能エネルギーの導入促進・利用拡大 ○水素社会の実現に向けた取組 ○イノベーションの促進（研究開発・新技術の実用化の促進等） ○吸収源対策 ○循環型社会の推進 ○CO₂以外の温室効果ガスの排出削減 ○横断的な取組（脱炭素教育の推進等） ○県庁の率先実行
		適応策	○農業・林業・水産業分野の対策（農産物の高温障害対策等） ○水環境・水資源分野の対策（海水温上昇による貧酸素水塊対策等） ○自然生態系分野の対策（生物の分布域・ライフサイクル等の変化に関する対策） ○自然災害・沿岸域分野の対策（洪水、土砂崩れ等に関する災害対策） ○健康分野の対策（暑熱・熱中症対策） ○産業・経済活動分野の対策（製造業、観光業に関する対策） ○県民生活・都市生活分野の対策（交通のインフラ対策等） ○分野横断的な取組（情報発信、環境教育）
自然環境の保全	生物多様性による恵みを次世代へ引き継ぐため、ネイチャーポジティブ（自然再興）に向けて、地域の特性に応じた生物多様性の保全を推進するとともに、各主体が生物多様性の理解と保全行動に取り組めます。	地域特性に応じた生物多様性の保全	○県内のエリアごとの取組 ・丹沢エリア〔ブナ林等自然林の保全・再生〕 ・箱根エリア〔自然公園の適正利用の推進〕 ・山麓の里山エリア〔農地保全活動、野生鳥獣との棲み分け〕 ・都市・近郊エリア〔身近なみどりの保全〕 ・三浦半島エリア〔緑地保全、自然とふれあう地域づくり〕 ・河川・湖沼及び沿岸エリア〔水域の生態系保全〕

出典：「神奈川県環境基本計画（令和 6 年 3 月、環境農政局環境部環境課）」（令和 6 年 8 月閲覧、神奈川県ホームページ）

表 2-2-151 (2) 神奈川県環境基本計画の概要

施策分野	取組の方向性	施策の柱	施策の柱・主な取組
自然環境の保全	生物多様性による恵みを次世代へ引き継ぐため、ネイチャーボジティブ（自然再興）に向けて、地域の特性に応じた生物多様性の保全を推進するとともに、各主体が生物多様性の理解と保全行動に取り組めます。	自然環境の保全に資する広域的な取組	○野生鳥獣との共存を目指した取組 ○外来生物の監視と防除 ○法令・制度等を活用した生態系の保全 ○生物多様性への負荷を軽減する取組 ○水源環境の保全・再生
		自然環境の保全に向けた行動の促進	○生物多様性に関する情報の収集・発信、環境教育・学習の推進など
循環型社会の形成	限りある資源を有効活用し、快適な生活や良好な環境を将来の世代に引き継ぐため、廃棄物ゼロ社会の実現に向けて、あらゆる主体が資源循環（3R+Renewable）に取り組めます。	資源循環の促進	○排出抑制、再使用の推進 ○再生利用等の推進 ○環境教育・学習及び人材育成の推進等
		適正処理の推進	○廃棄物の適正処理の推進 ○不法投棄・不適正保管の未然防止対策の推進 ○クリーン活動の推進
		災害廃棄物対策の推進	○災害廃棄物対策
大気環境・水環境の保全、環境リスクの低減	現在及び将来の県民の健康を守り、生活環境を保全するため、良好な大気環境や水環境の維持・向上を図るとともに、環境リスクの低減に取り組めます。	大気環境の保全、更なる向上	○大気環境の常時監視等 ○光化学オキシダント、PM2.5等への対応
		水環境の保全、更なる向上	○水質環境の常時監視等 ○土壌汚染・地下水汚染対策等 ○地盤沈下対策等 ○生活排水処理施設の整備促進
		騒音・振動等への対策	○工場、事業場等への立入検査等 ○自動車等騒音調査
		化学物質等によるリスクの低減	○実態把握、環境保全対策の推進 ○アスベストへの対応
横断的な取組	持続可能な社会の実現に向けて、あらゆる主体が環境問題を自分事化し、主体的に環境保全に取り組むための基盤となる普及啓発・環境教育等を推進します。	環境教育・学習の推進	○県民による環境学習の促進 ○学校等における環境教育への支援
		多様な主体との連携による施策の推進	○パートナーシップによって推進する取組 ○国際貢献、広域的な取組
		その他	○県庁の率先実行 ○デジタル化の推進 ○県試験研究機関等での調査・研究等 ○グリーンファイナンスの活用 ○自然を活用した社会課題の解決

出典：「神奈川県環境基本計画（令和6年3月、環境農政局環境部環境課）」（令和6年8月閲覧、神奈川県ホームページ）

(2) 横須賀市環境基本計画

横須賀市では、「環境基本条例」（平成 8 年横須賀市条例第 26 号）の第 9 条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、横須賀市環境基本計画を平成 10 年 8 月に策定し、以降、当該計画に基づき、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策等の推進を図ってきた。

横須賀市は令和 4 年 3 月に「横須賀市環境基本計画 2030」を策定しており、当該計画の概要を表 2-2-152 に示す。

表 2-2-152 横須賀市環境基本計画 2030 の概要

基本目標	施策の柱	施策の方向
人と自然が共生し、ゆたかな環境に親しめるまちをめざします	みどりの保全・創出と活用	・みどりの保全を推進します ・みどりの創出を推進します ・みどりとのふれあいを推進します
	水辺環境の保全・創出と活用	・河川環境の保全・創出を推進します ・海域環境の保全・創出を推進します ・水とのふれあいを推進します
	生物多様性の保全・再生と活用	・生物多様性保全にかかる基本的戦略を策定します ・多様な生物が生息・生育・繁殖できる地域環境を保全・創出します ・外来生物対策を推進します
	自然と調和した公園や文化的景観の保全・形成・活用	・公園および緑地の維持・管理・利活用を推進します ・良好な風致の維持と保全を推進します ・地域特性を活かした文化的景観の形成を推進します
気候変動に適応し、脱炭素社会へ移行するまちをめざします	再生可能エネルギーの導入・活用の促進	・再生可能エネルギーの導入を促進します ・エネルギーの地産地消を推進します
	省エネルギーの推進	・家庭における省エネルギーを推進します ・事業活動における省エネルギーを推進します
	脱炭素型のまちづくり	・拠点ネットワーク型都市のまちづくりを推進します ・温室効果ガス吸収源に関する取り組みを推進します ・ヒートアイランド対策を推進します
	気候変動への適応	・自然災害による影響の回避・軽減に取り組みます ・市民生活における影響の回避・軽減に取り組みます
身近なところから生活を見直し、循環型社会を構築するまちをめざします	ごみの減量化・資源化の推進	・「3R + 1」の取り組みを推進します ・環境にやさしいライフスタイルへの転換を推進します ・分別・排出のルールづくりを推進します ・市民・事業者の活動を支援します
	ごみの適正処理の推進	・一般廃棄物の適正な排出を推進します ・事業系ごみの適正な排出を推進します ・効率的なごみ処理を推進します
安心して快適な生活環境を実現し、住みよいまちをめざします	大気環境の保全・改善	・大気環境の測定による状況把握に努めます ・大気汚染を未然防止するための指導をします
	水・土壌環境の保全・改善	・水環境の測定による状況把握に努めます ・水質汚濁・土壌汚染を未然防止するための指導をします ・生活排水の適正処理を推進します
	その他生活環境の保全・改善	・騒音・振動の状況把握に努めます ・騒音・振動・悪臭による公害防止のための指導をします ・化学物質（ダイオキシン類）による環境リスクの低減に努めます
環境にやさしい社会の担い手を育むまちをめざします	環境教育・環境学習の推進体制づくり	・自ら行動する人を育みます ・各主体間の連携・協働を推進します
	環境教育・環境学習の機会の充実	・あらゆる人が参加できる機会・場づくりを推進します ・情報提供・普及啓発を推進します

出典：「横須賀市環境基本計画 2030（令和 4 年 3 月、環境部環境政策課）」（令和 6 年 8 月閲覧、横須賀市ホームページ）

(3) ゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプラン

横須賀市では、地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条第 3 項に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」、同条第 1 項に基づく「地方公共団体実行計画（事務事業編）」、「気候変動適応法」第 12 条に基づく「地域気候変動適応計画」として位置づける計画として令和 4 年 3 月に「ゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプラン」を策定した。当該計画の概要を表 2-2-153 に示す。

表 2-2-153 ゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプランの概要

基本方針	施策の分野	施策の項目
再生可能エネルギー導入・活用の促進	再生可能エネルギーの導入・活用と普及促進	・新エネルギーなどの導入促進 ・自立分散型電源の推進 ・再生可能エネルギーを活用した電力の利用促進
省エネルギーの推進	家庭における省エネルギーの推進	・市民のライフスタイルの転換 ・住宅の省エネルギー化・省エネルギー機器の導入促進 ・普及啓発、環境教育の推進
	事業活動における省エネルギーの推進	・事業活動における省エネルギーの推進 ・建築物などの地域の省エネルギー化促進 ・普及啓発、市民・行政との連携の推進
脱炭素型都市への移行	拠点ネットワーク型都市づくり	・拠点ネットワーク型都市づくり ・自動車利用の軽減 ・次世代自動車の普及促進
	みどりの保全と創出【吸収源対策】	・緑地保全および緑化の推進 ・海域環境保全の推進
	ヒートアイランド対策の推進	・ヒートアイランド対策の推進
循環型都市の形成	ごみの減量化・資源化、適正処理の推進	・発生抑制（リデュース）・拒否（リフューズ）の推進 ・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）および適正処理の推進 ・海洋プラスチック問題対策
気候変動への適応	気候変動適応策の推進	・防災対策の推進 ・熱中症予防に対する注意喚起

出典：「ゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプラン（令和 6 年 3 月、経営企画部都市戦略課）」（令和 6 年 8 月閲覧、横須賀市ホームページ）

(4) 横須賀市景観計画

横須賀市では、「景観法」（平成 16 年法律第 110 号）の第 8 条第 1 項の規定に基づき、横須賀市内の良好な景観の保全・形成を図るため、「横須賀市景観計画」を平成 18 年 7 月に策定し、以降、当該計画に基づき、景観の保全に資する施策等の推進を図ってきた。

当該計画では、眺望景観保全区域の設定や景観形成に関する方針、色彩基準等を定めている。特に平和中央公園には、横須賀市景観条例に基付いた眺望点が設定されており、そこから猿島方向に向けた眺望景観を保全するため、保全区域が定め、建物の最高限度を制限している。現在、保全区域は陸域を対象に設定されているが、今後、事業実施により埋立地上に各種建造物が立地することから、横須賀市景観条例等を変更したうえで、埋立地内への保全区域の適用が想定される。これについては、今後、事業者である横須賀市が庁内関連部局と協議等を進め、横須賀市景観条例等に基づいた適切な建築等の行為を進めていく。



出典：「横須賀市景観計画（令和元年 11 月、都市部まちなみ景観課）」（令和 6 年 8 月閲覧、横須賀市ホームページ）

図 2-2-107 平和中央公園眺望景観保全区域図

表 2-2-154 平和中央公園眺望景観保全区域の地区別制限

地区	高さの最高限度
A 地区	標高 48.8 メートル
B 地区	A 地区との境界においては標高 48.8 メートルとし、C 地区との境界へ向けて順次低くなり、C 地区との境界においては標高 44.4 メートルとする。
C 地区	B 地区との境界においては標高 44.4 メートルとし、D 地区との境界へ向けて順次低くなり、C 地区との境界においては標高 37.6 メートルとする。
D 地区	C 地区との境界においては標高 37.6 メートルとし、E 地区との境界へ向けて順次低くなり、C 地区との境界においては標高 34.0 メートルとする。
E 地区	D 地区との境界においては標高 34.0 メートルとし、海岸線へ向けて順次低くなり、海岸線においては標高 23.0 メートルとする。

出典：「横須賀市景観計画（令和元年 11 月、都市部まちなみ景観課）」（令和 6 年 8 月閲覧、横須賀市ホームページ）

(空白)